廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対象条文

目次

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
14	: 13	· 1
		•

$\overline{}$
傍線
の
部
分は
設
正
홼
分

第二条の四 法第二条第五項 (ダイオキシン類対策特別措置法第二十 第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、 四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の政令 八 十三 (略) とする。 で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。 十二 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号) 第二条第二 (産業廃棄物) **一**~四 (略) (特別管理産業廃棄物) _ { + ハ (略) 号ル25、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。 イ〜ハ ロ~ト(略) 気中に排出するものに限る。) 又は次に掲げる廃棄物の焼却施設 規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。) を発生し、及び大 項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集めら 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。) 同じ。) |条第二項に規定する特定施設 (ダイオキシン類 (同条第一項に 七号及び第十号、 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。 廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は (略) (略) 第三条第三号ワ並びに別表第一を除き、以下 第二条の四第 次のとおり |第二条の四||法第二条第五項 (ダイオキシン類対策特別措置法第二十 |第二条||法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおり 四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の政令 で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。 十三 (略) 十二 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号) 第二条第二 とする。 | _ _ (略) (特別管理産業廃棄物) | ~ 十 一 (略) (産業廃棄物 ハ (略) 号ヌ25、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。 **イ**ハ ロ~ト(略) 気中に排出するものに限る。) 又は次に掲げる廃棄物の焼却施設 れたもの 規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。) を発生し、及び大 項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集めら (新設) 特定有害産業廃棄物 (次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。) |条第||項に規定する特定施設 (ダイオキシン類 (同条第一項に 七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下 燃え殻(事業活動に伴つて生じたものに限る。 (略) 第二条の四第

適合しないものに限る。) 銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものと して環境省令で定めるものをいう。 以下同じ。) 及び当該廃水

(略)

して環境省令で定めるものをいう。以下同じ。) 生じたものに限る。)であつて、飛散するおそれのあるものと 去を行う事業をいう。) に係るもの (輸入されたものを除く。 廃棄物のうち、石綿建材除去事業 (建築物その他の工作物に用 されたものを除く。) 及び輸入されたもの (事業活動に伴つて いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除 、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの (輸入 廃石綿等 (廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業

(略)

(略

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物 (特別管理一般 及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。) の収集、 運搬

一・二 (略)

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ (ワに規定する によること。 場合にあつては、 (1)を除く。) 及び口の規定の例によるほか、次

(略)

分を行う場合には、埋立処分の場所 (以下「埋立地」という。 からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止する 一般廃棄物 (ヌ2)に規定する水銀処理物を除く。) の埋立処

二 · 亦 (略)

つて生じたものに限る。) であつて、飛散するおそれのあるも 輸入されたものを除く。) 及び輸入されたもの (事業活動に伴 く。)、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(の除去を行う事業をいう。) に係るもの (輸入されたものを除 のとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。) に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むもの 産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業 (建築物その他の工作物 廃石綿等 (廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している

(略)

六~十一 (略)

(一般廃棄物の収集、運搬、 処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物 (特別管理一般 及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。 廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ (ヲに規定する

場合にあつては、①を除く。)及び口の規定の例によるほか、次

|・| (略)

によること。

(略)

省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ず よる公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境 埋立処分の場所(以下「埋立地」という。)からの浸出液に

限りでない。 染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この 定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚 ために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で

八~リ (略)

めに処理したもの (同条第一号の三の環境省令で定める基準に 水銀処理物(第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するた

適合するものに限る。) をいう。(2)及び(3)において同じ。 <u>)</u>の

(1) 水面埋立処分を行って埋立処分を行う場合には、 次によること。

水面埋立処分を行つてはならないこと。

うこと。 場合には、 で定めるものに適合しないものに限る。) の埋立処分を行う 水銀処理物(水銀の溶出についての基準であつて環境省令 公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行

(3) 保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必 要な措置を講ずること。 う場合には、 水銀処理物 (2)に規定するものを除く。) の埋立処分を行 口によるほか、 人の健康の保持又は生活環境の

ル~ワ (略)

匹 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の 収集、運搬及び処分 (再生を含む。) の基準は、次のとおりとする

号イ、口及び二の規定の例によるほか、次によること。 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一

イ~二 (略)

ること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがな いものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

八 〜 リ (略

(新設)

ヌ〜ヲ (略)

兀 (略)

(特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

|第四条の二| 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の 収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第

号イ、口及び二の規定の例によるほか、次によること。 イ~ニ(略)

納して収集し、又は運搬すること。 一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収ホー第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性

境省令で定める構造を有するものであること。一般廃棄物を収納する運搬容器は、密閉できることその他の環へ「第一条第一号若しくは第一号の二に掲げる廃棄物又は感染性

ト~リ (略)

よるほか、次によること。 並びに第三条第一号イ及び口並びに第二号イ及び口の規定の例に。 以下この号において同じ。) 又は再生に当たつては、前号イ(1)二 特別管理一般廃棄物の処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く

イ (略)

める方法により行うこと。に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境ロー第一条第一号の二から第三号までに掲げる廃棄物の処分又は

八 (略)

三・四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

する。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとく。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃

二までの規定の例によるほか、次によること。 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから

運搬すること。 は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又はホー第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物の収集又

を有するものであること。
る運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造第一条第一号に掲げる廃棄物又は感染性一般廃棄物を収納す

ト~リ (略)

よるほか、次によること。並びに第三条第一号イ及び口並びに第三号の規定の例に。以下この号において同じ。) 又は再生に当たつては、前号イ()特別管理一般廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く

· (略)

により行うこと。
害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被口(第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生を行

八 (略)

三・四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

二までの規定の例によるほか、次によること。 一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イから

イ (略)

第三条第一号亦の規定の例によること。製品産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、をの化合物が使用されている製品が産業廃棄物となつたものでの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)又は水銀若しくは口 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるも

八 (略)

行う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。 二 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを

ホ (略)

う場合には、第三条第一号トの規定の例によること。へ「石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行

の号において同じ。) 又は再生に当たつては、次によること。| 産業廃棄物の処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下こ

イーニ (略)

(2)において同じ。)の処分又は再生を行う場合には、次によるアルカリ又は鉱さいであつて、環境省令で定めるものをいう。その化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等 (水銀又は

置を講ずること。

「別が銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措しと。」

省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじはその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又2 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて

イ (略)

行う場合には、第三条第一号亦の規定の例によること。の(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を口 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるも

八 (略)

トの規定の例によること。石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号

(略)

の規定の例によること。
へ 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ト

イ~ニ (略)の号において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。の号において同じ。)又は再生に当たつては、次によること。」 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下こ

(新設)

_

) 、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

一号トの規定の例によること。 (3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第

ホの規定の例によるほか、次によること。定する場合にあつては、⑴を除く。)及び口並びに第三号二及び二 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ルに規

。

にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと特別管理産業廃棄物であるものを除く。)の埋立処分は、地中く。以下「安定型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物(イ)次に掲げる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物であるものを除

(別) 廃プラスチック類(自動車等破砕物(自動車(原動機付自)) 及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) だいないものを除く。) だいのでは、又は付着したことがないものを除く。) の破砕に伴つて生じい。のでは、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。) の破砕に伴つて生じが指定するものを除く。) の破砕に伴つて生じが水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。) が、庭容器であるもの(別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質があるものを除く。) をいう。以下同じ。) 、庭容器で、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。) の破砕に伴つて生じが水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

(2)

つと徐える)。 第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの、第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたもの(第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも

ホの規定の例によるほか、次によること。 定する場合にあつては、⑴を除く。)及び口並びに第三号二及び産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ(ルに規

。 にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の埋立処分は、地中く。以下「安定型産業廃棄物」という。) 以外の産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除

であるものを除く。)

「であるものを除く。)

「は付着したことがないものを除く。)をいう。以下同じ。)

「環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴つて生じい(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴つて生じい(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴つて生じい(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴って生じい(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴って生じいの(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴って生じいの(環境大臣が指定するものを除く。)の破砕に伴って生じいのであるものを除く。)

(2

あるもの及び廃容器包装であるものを除く。)あつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物での(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極で()第二条第六号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも

四 · 五 ツ~ゥ ローチ (5) (6) (4) 合するものにすること。 するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホ 中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメ 立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適 もの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。) の埋 定するものを除く。) 又は当該汚泥を処分するために処理した 合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ナに規 項の下欄に掲げる物質を含むもの (環境省令で定める基準に適 係る部分を除く。)の規定の例によること。 まで及び夕によるほか、第三条第三号ワ (同号イからホまでに 分解を行うこと。 加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱 ートル以下に破砕し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融 業廃棄物を除く。)の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項まで及び二四の 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産 ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分 の (自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部に限る。)、廃 (略) ものを除く。 石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物である 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも (略) (略) (略) (略) (略)

石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。) 、廃の(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る。)、廃4) 第二条第七号に掲げる廃棄物で事業活動に伴つて生じたも

(5)·(6) (略)

ローチ (略)

却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼つ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破砕し、切断し分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かん 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)の埋立処

ヌ (略)

係る部分を除く。)の規定の例によること。まで及び夕によるほか、第三条第三号ヲ(同号イからホまでにするために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホーばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分

ヲーレ (略)

四・五 (略)

ツ~ウ (略)

2

(略)

2

(略)

- 8 -

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。号イ、口及び二、第四条の二第一号イから二まで並びに第六条第一、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一

規定の例によること。の収集又は運搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの工工ル汚染物若しくはポリ塩化ビフェニル処理物又は廃水銀等イー感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフ

口~二 (略)

の規定の例によるほか、次によること。一号イ及び口並びに第二号イ及び口並びに第四条の二第一号イ(1)。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、第三条第一 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く

イ~ト (略)

ホ(1)及び(2)の規定の例によること。 環境省令で定めるものの処分又は再生は、第六条第一項第二号 第二条の四第五号へ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であつて

リ (略)

二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。及び口並びに第三号イ(1)に限る。)、二及びホ並びに第四条の三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ

イ 埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。(おののでは、以下この項において同じ。)の収集、運搬及びょニル汚染物を除く。)及び第二条の四第六号から第八号までに掲(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフ第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物

は、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例に 「連搬を行う場合には、第四条の二第一号ホ及びへの規定の例に 「可第一号イの規定の例によるほか、次によること。 「可第一号イの規定の例によるほか、次によること。 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一

口~二 (略)

の規定の例によるほか、次によること。一号イ及び口並びに第二号イ及び口並びに第四条の二第一号イ(1)。以下この号において同じ。)又は再生に当たつては、第三条第二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く

イート (略)

(新設)

チ (略)

二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。及び口並びに第三号イ(1)に限る。)、二及びホ並びに第四条の三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ

埋立処分は、周囲に囲いが設けられ、かつ、特別管理産業廃

との表示がなされている場所で行うこと。 あつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所) であるこ 棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地に

- (6)(1) 廃 (5) (略)
- る基準に適合しないものに限る。) 廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定め

(略)

公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。 (略) イ()から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、

ホ~ヌ 三号チの規定の例によること。 でに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、 こに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号ヌ(1)から12ま (略)

が定めるところにより硫化し、 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、 及び固型化すること。 あらかじめ、 環境大臣

ヲ 合には、次によること。 廃水銀等を処分するために処理したものの埋立処分を行う場

を行つてはならないこと。 廃水銀等を処分するために処理したものは、 水面埋立処分

ワ | | 3 いように環境省令で定める必要な措置を講ずること。 の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのな のを除く。)の埋立処分を行う場合には、八によるほか、 廃水銀等を処分するために処理したもの (イ)(に掲げるも (略)

まで、ソ及びネによるほか、第六条第一項第三号ル(同号八か するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イから八 ばいじん若しくは燃え殼又はばいじん若しくは燃え殼を処分

> との表示がなされている場所で行うこと。 あつては、有害な特別管理産業廃棄物の処分の場所) であるこ 棄物の処分の場所(次に掲げる特別管理産業廃棄物の埋立地に

(1) (5) (新設) (略)

(6)

ローイ()から()までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分は、 公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

(略)

三号チの規定の例によること。 でに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、 こに規定する廃油の埋立処分を行う場合には、第六条第一項第第二条の四第一号に掲げる廃油及び同条第五号リ(1)から12ま

(略)

(新設)

(新設)

(略)

まで、夕及びソによるほか、第六条第一項第三号ル(同号八か するために処理したものの埋立処分を行う場合には、イから八 ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分

らホまで及び夕に係る部分を除く。)の規定の例によること。

レーツ (略)

すること。 場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものに に掲げる施設において生じたものを除く。) の埋立処分を行う 第二条の四第五号リ6に掲げる廃棄物(別表第三の一〇の項

(略)

ラ 別管理産業廃棄物以外のものについては、 ホ、へ、カからタまで及びソからナまでに掲げる

基準は、 適用しないこと。 特

四 (略)

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、

次のとおりとする。

| ~ 十 (略)

十の二 廃水銀等の硫化施設

十一~十三の二 (略)

産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

三号イ(1)から(7)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供さ 第六条第一項第三号八1かららまで及び第六条の五第一項第

れる場所

口・八 (略)

(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)

前条第三号、第五号、第八号、第十号の二及び第十一号の二から

らホまで及び夕に係る部分を除く。)の規定の例によること。

男~レ (略)

場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものに に掲げる施設において生じたものを除く。) の埋立処分を行う 第二条の四第五号チ6に掲げる廃棄物(別表第三の一〇の項

(略)

すること。

ネ 別管理産業廃棄物以外のものについては、適用しないこと。 ヲからカまで及びタからツまでに掲げる基準は、 特

(略)

兀

2 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、

次のとおりとする。

_ { +

(新設)

十一~十三の二 (略)

産業廃棄物の最終処分場であつて、次に掲げるもの

三号イ1)から6)までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供さ 第六条第一項第三号八1かららまで及び第六条の五第一項第

れる場所

口・八 (略)

(縦覧等を要する産業廃棄物処理施設)

第七条の二(法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は|第七条の二(法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は 、前条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号まで

(略) (略)	物の処分の用に供するものに限る。) (第二条の四第五号チ2)、ヌ12及びル24に掲げる廃棄 三 第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設	(略) (略)	別表第三(第二条の四関係)	(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準) (熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)	第十四号までに掲げるものとする。
(略)	る 発 説 三	(略)	別表第三	(3) (3) を四 こ 次 を 四 こ の 第 (と 七 会 熱	に掲げ ₂
(略)	物の処分の用に供するものに限る。) (第二条の四第五号ト2)、リ12及びヌ24に掲げる廃棄 第七条第三号、第五号及び第十三号の二に掲げる施設	(略)	別表第三(第二条の四関係)	(熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準) (熱回収施設における産業廃棄物の処分等の基準)	に掲げるものとする。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律施行令(平成四年政令第三百四号)

	3年(今五十十年分方言(34个人)3年間では2年方名でで、5月18年11年11日
(傍線の部分は改	
	(傍線の部分は改正部

	改正案	現行
	(政令で定める産業廃棄物)	(政令で定める産業廃棄物)
第	一条 (略)	第一条 (略)
2	↓ 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものと 2	∠ 法第二条第二項第一号の環境に影響を及ぼすおそれのあるものと
	して政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理	して政令で定める産業廃棄物は、安定型産業廃棄物及び廃棄物処理
	令第六条の五第一項第三号イ1から17までに掲げる産業廃棄物(次	令第六条の五第一項第三号イ(1)から(6)までに掲げる産業廃棄物(次
	項において「遮断型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物であ	項において「遮断型産業廃棄物」という。)以外の産業廃棄物であ
	って、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立	って、廃棄物処理令第六条又は第六条の五第一項の規定により埋立
	処分を行うことができるものとする。	処分を行うことができるものとする。
3	3 (略) 3	3 (略)

(傍線の部分は改正部分)

水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定

一 (略)

すること。 一大場合における水素イオン濃度指数の状態とする。)にして排出た場合における水素イオン濃度指数の状態となるように溶解したとしてオン濃度指数・○の水に飽和状態となるように溶解したとした。(液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・○以上九・○以下の状態 高、液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場

四、油性廃棄物(ピッチその他の温度五十度において固体状である四、油性廃棄物(ピッチその他の温度五十度においては、熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。 の、廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物処理令第二条の四第五号の、廃ポリ塩化ビフェニルの理物(同号八に規定するポリ塩化ビフェニルのである。以下同じ。)及び

ては同号力、ヨ及びレの規定の例により排出すること。 一七ント以下の状態であるものを除く。)を排出する場合におい物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パ物を興労するだがに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄る廃棄物ががに同条第四項第二号に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三元 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三元 原棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三元 原文

六~九 (略)

十 廃棄物処理令第二条の四第五号リ6、第七号及び第十号に掲げ

土砂及び指定水底土砂以外の水底土砂を含まないものとする。

(略)

出すること。
出すること。
出すること。
は、水素イオン濃度指数の状態とする。)にして排素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したと(液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、そのすべてを水合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上の栄棄物を排出する場液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場

六~九 (略)

十 廃棄物処理令第二条の四第五号チ6、第七号及び第十号に掲げ

にして排出すること。 排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態 る廃棄物 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を

定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合において は第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ナに規定する汚泥若 又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しく しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの (環境省令で 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物 環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

(略)

準に適合する状態にして排出すること。 により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基 廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理 六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は第二条の四第

。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物である して排出すること。 を廃棄物処理令第三条第三号ヲに規定する基準に適合する状態に の二第二号八の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物 ものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条 第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。 以下同じ 染性一般廃棄物をいう。) 又は感染性産業廃棄物 (廃棄物処理令 感染性一般廃棄物 (廃棄物処理令第一条第八号に規定する感

(略)

廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適 の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた 綿等をいう。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条 廃石綿等 (廃棄物処理令第二条の四第五号トに規定する廃石

> 排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態 る廃棄物 (環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)を にして排出すること。

は 又は廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号ソ若しく 定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合において は第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ツに規定する汚泥若 しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの (環境省令で | 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物 環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

(略)

第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合 し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号ヌ に規定する基準に適合する状態にして排出すること。 においては、廃棄物処理令第四条の二第二号口の規定により処理 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令

十四四 して排出すること。 を廃棄物処理令第三条第三号ルに規定する基準に適合する状態に の二第二号八の規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物 第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。 以下同じ 染性一般廃棄物をいう。) 又は感染性産業廃棄物 (廃棄物処理令 ものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物である 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感

(略)

綿等をいう。) を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条 廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ムに規定する基準に適 の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた 廃石綿等 (廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃石

は~。 | 五第一項第三号ワの規定の例により排出する場合は、この限りで| 五第一項第三号ワの規定の例により排出する場合は、この限りで| 合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の|

十七・十八 (略)

2 きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合して 廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐 こととする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し 外の場所。以下この項において同じ。)と遮断されている場合を除 施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域(第 物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同 所等に廃棄物及び海水が海岸 (第一号から第三号までに掲げる廃棄 いるものを含まないものとする。 、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の 該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域と遮断した上で排出する しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当 き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場 一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条)に流出し、又は浸出しないよう護岸、 外周仕切施設その他の 2

(町)

第一項第三号イ27、40及び77に掲げる廃棄物二 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ20及び40並びに第六条の五

号ソに規定する廃棄物三ののでは、一条乗物処理令第六条第一項第三号タ及び第六条の五第一項第三

四・五 (略)

3~5 (略)

五第一項第三号ルの規定の例により排出する場合は、この限りで合する状態にして排出すること。 ただし、廃棄物処理令第六条の

たし

当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出 水吐きから流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合 出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流 除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸 外の場所。以下この項において同じ。) としや断されている場合を 施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域 (第 じ。) に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の 物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。 所等に廃棄物及び海水が海岸 (第一号から第三号までに掲げる廃棄 第二項第四号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場 十七・十八 しているものを含まないものとする。 他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余 出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条 号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以 以下この項において同

(略)

第一項第三号イ2~4人及び6)に掲げる廃棄物 一項第三号イ2~4人及び6)に掲げる廃棄物 一条棄物処理令第六条第一項第三号八2人及び4)並びに第六条の五

号夕に規定する廃棄物三の廃棄物処理令第六条第一項第三号夕及び第六条の五第一項第三

四·五 (略)

3~5 (略)